

# 「会津若松市自治基本条例（案）」に対する市民意見公募（パブリック・コメント）の実施結果と市の考え方について

## 1 集計結果等

### （1）意見募集期間

平成 28 年 4 月 8 日（金）～ 5 月 9 日（月）

### （2）意見を提出できる人

- ①市の区域内に住所を有する方
- ②市の区域内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ③市の区域内にある事務所または事業所に勤務する方、及び市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体の構成員
- ④市の区域内にある学校に在学する方

### （3）提出方法、提出人数及び意見の数

提出方法	提出人数	意見の件数
持 参	7	21
郵 送	0	0
ファックス	5	8
電子メール	2	4
合 計	14	33

## 2 市民意見の概要と市の考え方

No.	該当項目	意見の主な内容 ※類似内容をまとめて記載	市の考え方
1	全体  <b>【関連】</b> 第4条第2項 市民の役割と責務	<p>■「自己決定・自己責任」を行政側より言い出すことに注意が必要であり、条例中に住民福祉の向上を図るべき行政の責任放棄の免罪符としないための規定が必要である。</p> <p>■市民のまちづくりへの参画を強制し、また、行政から市民への責任転嫁となるものではないのか。</p>	<p>自治基本条例は、市民の皆様や議会・議員、行政といったまちづくりの主体それぞれが役割を担い、まちづくりへの意識を高めながら方向性を一にするための基本となるものであり、まちづくりへの参画を強制したり、一方に責任や役割を転嫁するといった性質のものではないものと考えております。</p>
2	全体  <b>【関連】</b> 第21条 条例の検証と見直し	<p>条例が成立した後、この条例に基づくまちづくりを考えていかないと絵に描いた餅になってしまう。</p>	<p>条例を制定して終わりといったことではなく、広く市民の皆様や庁内における啓発、理解促進を図っていくとともに、社会経済情勢の変化等の本市を取り巻く情勢を踏まえながら、規定した制度や仕組み等が機能しているかどうか、適宜条例を検証する必要があります。</p> <p>そうした検証の結果を踏まえ、条例に基づくまちづくりを進めていくために必要な関連条例や制度、仕組みの構築等、当条例の実効性を高めていく取組が必要であると考えております。</p>

No.	該当項目	意見の主な内容 ※類似内容をまとめて記載	市の考え方
3	全体	<p>条文中に「～に努めるものとする」といった努力事項や、他の法律や条例に「定めるところによる」など、不要な条文が多い。</p>	<p>当条例（案）においては、まちづくりへの各主体の関わりについて、基本的に義務として定めるのではなく、各主体の主体性に依拠することをその趣旨としていることから、規定する事項に応じて努力義務として定めているものです。</p> <p>また、国の法令や本市の条例等に既に規定のある事項については、当条例中に詳細について改めて規定することにより重複することとなる場合もあることから、法制執務の観点から委任規定としているところです。</p>
4	全体	<p>■まちづくり市民会議をはじめとした市民の意見を踏まえた条例であれば、その名称を「市民自治基本条例」とするのが適当ではないのか。</p> <p>■条例（案）中に「まちづくり」の文言が多用されており重要な文言と思料することから、条例名称を「まちづくり基本条例」としてはどうか。</p>	<p>条例の名称については、当条例（案）でお示しした名称のほか、「まちづくり基本条例」や「住民自治基本条例」等、全国の条例制定自治体において様々な名称が用いられている現状にあり、まちづくり市民会議をはじめとした市民の方々からも様々な意見があったところです。</p> <p>この度お示しした条例（案）の名称については、そうした意見を踏まえながら、前文で掲げた「自治による自主自立のまち」の実現に向け、まちづくりの各主体が共有し拠り所とする「基本」という趣旨を端的に表現したところです。</p>

No.	該当項目	意見の主な内容 ※類似内容をまとめて記載	市の考え方
5	第2条 条例の位置付け	<p>■第2条に最高規範性は入っているのか。最高規範性を盛り込んでも市民を縛るものではないという学者の意見もある。</p> <p>■第2条より当条例（案）が最高規範性を有するものと思料され、問題である。</p>	<p>条例の位置付けについて、最高規範としている自治体も多くあるところですが、本市においては、まちづくりを進めていく上で市民や議会・議員、行政といった各主体が共有し拠り所とすべき「自治の基本」として「尊重する」位置付けとしています。</p>
6	第3条 定義 【市民】 【市民等】  第4条 市民の役割と責務  第11条第3項 参画 【男女共同参画】	<p>■現行の「市民等」の定義の内容では、居住者と非居住者を明確に区分できない。市の区域内において働き、学び、若しくは活動する個人又は団体のことを「市外の人々」と定義し、市民と区別して定義すべき。</p> <p>■外国人の権利義務について規定することや、「市民等」の規定により市外の者の関与を許容するといった内容でいいのか。</p> <p>■第11条第3項において「市民等」と表現されていることで、市外の特定の団体を関与させる内容となっていることから、「市民」の表現に改めるべき。</p>	<p>本市のまちづくりは、本市の区域内に住所を有する「市民」はもとより、本市に通勤・通学・活動する方々によっても担われている側面があります。</p> <p>当条例は市の条例であり、基本的には市民を対象とするものですが、そうした側面を踏まえ既存の条例等（市男女共同参画推進条例や市民意見公募の実施に関する要綱等）との整合を図りながら、規定する項目によっては「市民等」まで対象を広げ位置付けしているものです。</p>
7	第3条 定義  第12条第3項 コミュニティと協働	<p>「参画・協働」の定義について、分かり易い説明が必要ではないのか。</p>	<p>「参画」や「協働」の定義については、該当する条項中において一定程度定義付けを図っているところですが、状況に応じて、条例に係る逐条解説等において補足していくことを検討していきたいと考えます。</p>

No.	該当項目	意見の主な内容 ※類似内容をまとめて記載	市の考え方
8	第7条 市職員の役割と責 務	第7条第2項で規定している「不断の自己研鑽」には、業務外の個人的な時間も含まれるのか。自己研鑽には時間や研修等が必要である。	<p>社会経済情勢の変化が著しい状況下において、多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応するため、市職員は専門的な知識・技能の習得や広範な能力を高めていく必要があります。</p> <p>市職員は、そうした技能等の習得や能力の向上を、自己実現の一環として、自らが課題意識を持って、各種研修のほか様々な機を捉えた学びを通じ図っていくことが必要であると考えます。</p>
9	第11条第3項 参画 【男女共同参画】	<p>市男女共同参画推進条例で定める「市民」の定義が、当条例（案）で定める「市民等」の定義と同義であり、整合が図られていない。</p> <p>また、男女共同参画については、既存の条例（市男女共同参画推進条例）に基づき取組が進められており、改めて自治基本条例中に規定する必要はない。</p>	<p>定義規定については、条例制定の背景や趣旨、目的等を踏まえ、それぞれの条例中で用いる用語の定義がなされているものであり、当条例（案）で定める「市民等」の定義は、あくまで当条例（案）中で用いるものについて定義付けしたものです。</p> <p>また、男女共同参画の推進については、市民や議会・議員、行政といった各主体がまちづくりに臨んでいく上で尊重すべき重要な理念であり、詳細について定めた既存の市男女共同参画推進条例を関連条例として、その推進を図っていこうとするものです。</p>

No.	該当項目	意見の主な内容 ※類似内容をまとめて記載	市の考え方
10	第 12 条第 5 項 コミュニティと協働 【地域内分権の仕組みに係る検討】	既存の自治組織である町内会・自治会と地域内分権の仕組みの関係性が整理されていない現状にあり、地域コミュニティの活性化に資するものになるとは考えられず、むしろ二重行政となる懸念があることから、仕組み自体が不要であると考えらる。	地域内分権に係る取組については、北会津・河東の両地域における地域づくり委員会の取組や、門田地区を対象とした行政提案型協働モデル事業の取組に見られるように、市内の一部地域において先行した取組が展開されているところです。 そうした先行事例や地域の実情を踏まえながら、既存の自治組織を含めた地域と行政の役割分担のあり方について、多くの時間をかけ、全市的に検討していく必要があるといった考え方がまちづくり市民会議より示された経過にあり、この考え方を参酌しながら、条例案第 12 条第 5 項中に検討の必要性について位置付けているものです。
11	第 12 条第 5 項 コミュニティと協働 【地域内分権の仕組みに係る検討】	第 12 条第 5 項をもとに今後町内会のあり方等について考えていくものと受け止めるが、そうであれば、北会津・河東の両地域づくり委員会の取組の根拠として規定できないか。	条例（案）第 12 条第 5 項は、所謂「地域内分権」のあり方について、既存の自治組織の現状・課題や北会津・河東の両地域づくり委員会等の先行事例等を踏まえながら、議会及び市長等が地域内分権の仕組みについて検討していく旨を規定したものです。 そうした検討を経て、市域全体として地域内分権の仕組みを構築するという段階に至った時点で、規定を改める必要があるものと考えています。

No.	該当項目	意見の主な内容 ※類似内容をまとめて記載	市の考え方
12	第 14 条 市民の意見等への 対応	第 14 条で規定している内容は市議会基本条例にも規定されているが、改めて自治基本条例で規定したのはなぜか。	市民の方々を中心に構成するまちづくり市民会議における議論において、市民の声を真摯に受け止め市政運営へ反映させることの重要性が強く意見として出された経過にあり、当条例が市民を中心に据えたものであることに鑑み、議会と市長等が対応しなければならない旨を強調する意味合いで改めて規定したものです。
13	第 15 条 審議会等への参画	条文中で用いている「審議会等」の「等」について定義を明確にすべき。	「審議会等」は地方自治法 138 条の 4 で規定する「附属機関」を指しており、本市においては審議会という名称のほか、委員会や協議会、会議といった様々な名称を用い設置しています。 そうした現況を踏まえ、市民の皆様に分かり易い端的な表現として「審議会等」という文言を用いています。
14	第 5 章 市政運営によるま ちづくり	第 5 章のタイトルについて、「市政運営によるまちづくり」という表現に違和感を覚える。他の適当な表現に改めるべき。	市政運営は、市民が議会や市長に信託した議会活動・運営や行政運営を指す概念であり、まちづくりという広い概念に包含される位置付けにあるという認識のもと、現行の表題としているところですが、より違和感のない分かり易い表題となるよう、検討したいと考えます。

No.	該当項目	意見の主な内容 ※類似内容をまとめて記載	市の考え方
15	第 16 条 総合計画	第 16 条第 2 項で「総合計画に基づくことを基本とする。」としているが、「基本」が入ることで例外も含め何とでもなることになってしまうのではないか。	総合計画の策定後において、社会経済情勢の変化や緊急課題の発生等により、新たな行政需要や緊急の対応が求められる場合も想定されることから、「基本」の表現を用いています。
16	第 17 条 行政評価	第 17 条に総合計画を行政評価により進行管理する旨の規定があるが、市の事務事業全体に条例の効果はどのように反映されているかを検証する規定がないことが課題である。	<p>現行の第 6 次総合計画についても、その進行管理を行政評価により行っているところですが、本条はその根拠規定として位置付けたものです。</p> <p>条例で規定した内容とその効果の事務事業への反映状況については、行政評価を行う中で検証していく必要があるものと考えております。</p>
17	第 18 条 財政運営	健全な財政運営は、議会ではなく行政が行うという認識か。	<p>二元代表制のもと、議会と市長は相互に抑制と均衡を図りながら効果的・効率的な市政運営を図っていかねばなりません。</p> <p>そうした市政運営を実現するためには、議会の協力を得ながら行政により健全な財政運営を行っていく必要があるものと考えております。</p>



No.	該当項目	意見の主な内容 ※類似内容をまとめて記載	市の考え方
18	その他	<p>「住民投票」については、外国人参政権の問題や市政の混乱を招く懸念があることなどを考えれば、安易に条例に盛り込むべきではなく、住民投票条例も新たに制定する必要もない。</p>	<p>自治基本条例中に住民投票について規定している自治体も散見されるようですが、本市においてはその位置付けについて十分に時間をかけ全市的な議論が必要と考えることから、この度お示ししている条例（案）中に規定していないところです。</p>
19	その他	<p>市長や市議会議員といった選ばれた者ではなく、市民を自称する者が市政を牛耳ろうと画策するために利用するものが自治基本条例である。</p>	<p>自治基本条例は、市民や議会・議員、行政といったまちづくりの主体が、それぞれ役割と責務を有しながら、主体性を持ってまちづくりに臨んでいくための基本となるものであると認識しております。</p>
20	その他	<p>■市民が条例のことを知らないうちに進めることがないよう、議決前に市民への浸透を図るべき。</p> <p>■重要な条例であり、市民に納得のいくよう説明しながら進めるべきであり、拙速に進めてはいけません。</p>	<p>当条例（案）の作成過程においては、市民の方々を中心としたまちづくり市民会議における議論や、市民の方々を対象とした意見交換会やフォーラムの開催、市政だよりや市のホームページにおける取組の周知等により、条例に係る啓発を図ってきた経過にあります。</p> <p>当条例は市民の皆様がまちづくりに臨むに当たっての拠り所となる条例であることから、市民の皆様の更なる認知向上が不可欠であり、そのためにも今後も様々な機会を設けていくことが必要であると考えております。</p>